

質 問 状

平成22年3月11日

仙台市環境局廃棄物事業部
リサイクル推進課 御中

議会ウォッチャー・仙台
代表世話人 泉田 元子
同 上原 仁
(事務局)

仙台市青葉区中央4-3-28朝市ビル3F
宮城地域自治研究所
TEL022-227-9900 FAX022-227-3267

私達「議会ウォッチャー・仙台」は仙台市議会の議員の活動を採点し、通信簿をつける（公表を含む）ことを目標として平成20年4月8日に活動を開始した市民団体です。

今般、活動の一環として仙台市の外郭団体の委託費の決定過程を調査することとなり、(株)仙台市環境整備公社については「平成20年度 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類選別業務委託」を取り上げ、平成22年2月17日付でそれに関する資料の開示を受けました。

その資料につき、以下の点を質問させていただきます。お忙しいところ恐縮ですが、調査の上後日担当の者がお伺いに行きますのでご回答下さいますようお願い致します（日程については追って協議）。

記

質問事項

1. 平成19年度の包括外部監査において「(株)仙台市環境整備公社の委託業務は、仙台市と1年ごとの特命随意契約にて更新が行われており、その都度委託料が契約担当課との交渉のもとに決定される。この際の決定額は、市の契約担当課の積算額に導かれる形で決まるとされ、委託料決定の主導権は、市側にある状況となっている。このため公社においては、特に必要コストの積上げ計算などはせず、これまでの契約額の傾向値をベースに契約担当課の主導の下で交渉に臨む状況となっている。」と指摘されています。この指摘は正しいと御認識されたのでしょうか。正しくないということであればその理由をご教示下さい。平成19年度の包括外部監査では上記の指摘を踏まえ「これらの観点から、公社へ発注する業務の委託料決定方針を検討すると、契約額の客観性を示すため、公社側の実際の事業遂行コストを把握して契約額に反映することが重要になると考えられる。少なくとも契約における積算内訳と公社での実績値を比較検討し、次の積算に生かす工夫が必要となる。この際、公社の事業遂行が効率的、経済的に実施されているかどうか、具体的な確認作業も当然必要となる。」と指摘されていますがそこに指摘されている「積算に生かす工夫」「具体例の確認作業」を行ったかどうか。行った場合はその時期と内容、行われなかった場合はその理由をご教示下さい。
2. 資料1の1の伺い文の(3)見積依頼書(資料2の1)に添付されている積算資料(資料2の2~4)は、誰がいつ何のために作成したものなのでしょうか。環境局以外の者が作成したとすれば作成者名、環境局に提出した時期、提出手続きをご教示下さい。

3. 資料2の2, 同2の3に記載されている選別課長単価の1日当たり労働単価33,866円の正当性を裏付ける資料が(株)仙台市環境整備公社から提出されているかどうか,あるいは口頭で説明されているか否か。資料の提出,口頭の説明がされている場合はその内容をご教示下さい(資料については任意提出をお願い致します)。
4. 資料2の4の缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類選別業務物件費の各支出の積算根拠を示す資料が(株)仙台市環境整備公社から提出されているかどうか,あるいは口頭で説明されているか否か。資料の提出,口頭の説明がされている場合はその内容をご教示下さい(資料については任意提出をお願い致します)。
5. 「缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類選別業務委託」が随意契約でなければならぬ理由があればご教示下さい。

添付資料

- (資料1の1) 平成20年度 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類選別業務委託 伺い文 (平成20年4月1日付)
- (資料2の1) 株式会社仙台市環境整備公社に対する見積依頼書 (案) (平成20年4月1日付)
- (資料2の2) 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類選別業務委託料積算資料
- (資料2の3) 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類選別業務委託人件費
- (資料2の4) 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類選別業務物件費

以 上